

## 厚木市企業等の立地促進等に関する奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年厚木市条例第2号。以下「条例」という。）、厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則（平成21年厚木市規則第36号。以下「規則」という。）及び厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「奨励金」とは、条例別表に規定する全ての奨励金をいう。

### (奨励金の交付申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする受給対象者（以下「申請者」という。）は、厚木市企業等の立地促進等に関する奨励金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規則第5条に規定する奨励措置適用通知書の写し
- (2) 役員等氏名一覧表
- (3) 既に奨励金の交付決定を受けているときは、当該交付決定に係る決定通知書の写し
- (4) 市税納税証明書

### (奨励金の交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付について、厚木市企業等の立地促進等に関する奨励金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、企業立地奨励金又は戦略産業奨励金を、5年以内の期間に分割して交付することができる。ただし、1,000万円以内の奨励金については、一括交付することができるものとする。

### (奨励金の交付)

第5条 市長は、奨励金の交付決定を受けた申請者からの請求書を受け取った日から30日以内に奨励金を支払うものとする。

- 1 この要綱は、平成24年3月27日から施行する。
- 2 厚木市企業立地奨励金交付要綱（平成22年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。